

令和元年10月1日から

大仙市サン・スポーツランド協和【使用料】

区 分	使用料	市内
テニスコート（1面1時間あたり）	800円	400円
（照明を使用するときは、400円を加算）	1200円	600円
ゲートボール場（1面1時間あたり）	300円	150円
多目的運動広場（1時間あたり）	300円	150円
備考：使用時間は、1時間に満たない端数がある場合は1時間として切り上げる 営利を目的として使用する場合のテニスコートの利用料金の上限額は この表に定める利用料金の上限額の5倍とする		

大仙市サン・スポーツランド協和管理運営規則（抜粋）

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- （1）市及び教育委員会が主催する事業に使用するとき。
- （2）市内の中学生以下が使用するとき。
- （3）市内の高校生以上が市又は教育委員会の後援を受けて主催し、又は共催する大会のために使用するとき。
- （4）市内の高校生以上が使用するとき（5割減額）
- （5）その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

※自主事業（こどもの遊び場）について

使用料は免除とします。

テニスコート照明料は1時間100円とします。